

## 公共工事に係る入札・契約制度の見直しの内容

### 1 条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大

#### (1) 条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大

災害復旧工事など早急に対応が必要な工事等を除き、平成19年10月から、2千万円以上のすべての工事を、原則として条件付き一般競争入札とする。

#### (2) 地域要件の設定

設計額10億円以上24億1千万円未満の価格帯においては、特殊工事を除き、原則として、県内企業による共同企業体とする。

上記以外の価格帯における地域要件については、現行どおりとする。

	現 行	⇒	見 直 し 後
24.1 億円	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて		同左 (現行どおり)
10 億円	(原則) 県内企業と県外企業の J V		(原則) 県内企業による J V (特殊工事等の場合) 県内企業と県外企業の J V
3 億円	(原則) 県内企業による J V (特殊工事等の場合) 県内企業と県外企業の J V		同左 (現行どおり)
1 億円	(原則) 県内企業		同左 (現行どおり)
2000 万円	(原則) 土木センター管内の企業 (農地林務事務所管内)		同左 (現行どおり) 〔 対象企業が著しく多い場合 管内を分割することができる 〕
2000 万円	(原則) 土木事務所管内の企業 (農地林務事務所管内)		同左 (現行どおり)

## 2 著しい低入札に対する対策

工事の品質の確保や下請企業へのしわ寄せの防止を図るとともに、公正な取引秩序を維持するため、平成19年10月から次の対策を講じる。

### (1) 数値判断基準（失格基準）の新設

低入札価格調査制度に数値判断基準を導入し、入札価格が次に該当する場合は、失格とする。

(数値判断基準)

入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9

(※1) 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は下位3者とする。

(※2) 工場生産品費の割合が高い（概ね7割超）電気設備工事等は適用除外とする。

ただし、次の場合はこの限りではない。

入札価格 ≥ 直接工事費 × 0.75 + 共通仮設費 × 0.7 + 現場管理費 × 0.6  
+ 一般管理費 × 0.3

### (2) 施工体制の点検強化等

低入札価格調査の対象となる工事については、監督及び検査の強化や重点的な工事監察を行うとともに、次の対策を講じる。

- ① 下請取引実態調査と必要に応じた立入検査の実施
- ② 施工体制台帳及び施工体系図の作成
- ③ 段階確認、中間検査、完成検査及び工事監察の運用強化
- ④ 粗雑工事に対する指名停止期間の加重

## 3 実施時期

平成19年10月以降に、一般競争入札の公告又は指名通知を行う案件から適用する。